

秋田市告示第87号

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定に基づき、市道路線を次のとおり認定するので、同法第9条の規定により告示する。

その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧に供する。

令和5年3月23日

秋田市長 穂 積 志

1 認定路線

整理番号	路線名	起	点	重要な 経過地
		終	点	
21030	檜山城南新町2号線	檜山城南新町698番3地先		
		檜山城南新町698番6地先		
41312	泉一ノ坪26号線	泉一ノ坪240番3地先		
		泉一ノ坪240番1地先		
60892	新屋沖田町16号線	新屋沖田町136番5地先		
		新屋沖田町139番1地先		
60893	浜田滝ノ元7号線	浜田字滝ノ元117番地先		
		浜田字滝ノ元109番1地先		
60894	新屋北浜町20号線	新屋北浜町263番93地先		
		新屋北浜町262番108地先		

2 縦覧期間

令和5年3月23日から同年4月11日まで。ただし、土曜日、日曜日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで